

# 島田市立初倉南小学校 令和6年度 いじめ防止基本方針

## 基本方針

- いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるという危機感を常にもって指導を行う。
- 子どもの自発的な活動を設定し、互いに認め合い、協力し合うことを通して、自他を尊重する豊かな心を育む。
- 授業を通して子どもの活躍の場を設定し、自己有用感を高める。
- いじめ問題については、学校のみではなく、家庭や地域が一体となって取り組む。

### 【保護者・地域との連携】

- 授業参観会、懇談会などの機会に、いじめについての考え方の啓発を行う。
- 地域における子どもたちの様子について、情報提供の協力をお願いします。
- 「学校運営協議会」などで、子どもについての情報交換を行う。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 職員会議、生徒指導研修会などで、いじめにつながる事案や気になる子どもの表れを出し合い、対応の仕方等の共通理解を図る。
- QU アンケートを実施する。互いに感想を出し合う中で支援の方策について方向性を打ち出し、日常の指導に生かす。
- 学校評価をもとに基本方針の点検と見直しを行う。

### 【関係機関等との連携】

- 校内での指導に効果が見られない場合は、児童相談所、警察などの指導を仰ぐ。
- 教育相談の実施に関しては、市教育センター、医療機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床発達心理士などの意見を参考に行う。

## いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・該当担任  
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー  
(必要に応じて)PTA 役員・児童民生委員・主任児童委員

## 全教職員

### 【未然防止】

- 道徳の授業や人権教育、学級活動を通して、「自分も人も大切にする」、「自分っていいな、友達っていいな」という思いを育てる。
- 校内の約束について子どもたちに考えさせ、規範意識を育てる。
- いじめ0集会(7月・12月)を学年毎に行い、いじめについて考えたり、互いを認め合ったりする機会をつくる。
- 家庭への啓発を行う中で、「いじめは絶対にしてはいけないこと」という意識を徹底させる。

### 【早期発見】

- 6月・11月に子どもへのアンケートや面談を行い、子どもの状況を把握する。
- 本読みカードや連絡帳、電話などを活用し、日常的に家庭との連絡を密にする中で子どもの小さな変化を見逃さないように努める。
- 子どもや保護者が教職員と相談しやすい関係、体制を作る。
- 教職員間での情報交換を密にし、子ども同士の間人間関係に気を配る。

### 【早期対応】

- 加害者、被害者、目撃者などから、速やかに、より詳しく事実確認を行い、関係者間で、対応についての共通理解を行う。
- いじめ対策委員会を開き、地域からの情報も踏まえながら今後の対策についての検討を行う。
- 「いじめは、どんなことがあってもしてはいけない」という立場に立ち、適切な指導を行う。
- 被害者とその保護者への報告、支援によって心のケアを行う。
- 相談者を増やし相談体制を整える。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- 該当する子どもの様子を継続的に観察し、保護者と連絡を取り合いながら指導を重ねていく。
- 重大事態については全教職員で対応し、市教育委員会などと連携しながら今後の対策について検討する。
- 心のケアが必要とされる子どもや保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、継続的な見守りを行い、再発防止に努める。